

12 北中城中学校いじめ防止基本方針

本方針は、人権尊重の理念に基づき、北中城中学校の全ての生徒が充実した明るく楽しい学校生活を送ることができるように、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1) いじめの定義

本校におけるいじめの定義とは、「本校に在籍する生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

2) いじめ防止に向けての基本姿勢

まず、生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。特に「授業づくり」に重点を置き、生徒一人一人に確実に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を持つことができるようにする。

次に、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応する為に、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

3) いじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導・教育相談部会

校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導、教育相談員、スクールカウンセラー、生徒指導支援員による「生徒指導・教育相談部会」を週1回開催し、現状や指導についての情報交換、共通実践について検討・確認を行う。

(2) いじめ対策委員会

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うために校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学級担任、教育相談員、スクールカウンセラー等による「いじめ対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

4) いじめの未然防止、早期発見に関する具体的方策（※別表「いじめ防止教育全体構想」参照）

5) いじめ発生時の対応

- (1) いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- (2) 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- (3) 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- (4) 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや教育委員会、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- (5) 「ネット上のいじめ」への対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

6) 重大事態発生時の対応

- (1) 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、委員会と協議し対応を進める。

※別表【重大事態の対応フロー図】参照

- (2) 事実に関する調査は「いじめ対策委員会」が、関係機関等と連携して行う。
- (3) 調査後は、被害生徒・保護者に対して適切に情報提供を行う。